

警戒レベル	住民がとるべき行動	避難情報	情報発信源
警 報 レベル 5	命を守るための 最善の行動をとる	災害発生情報	町 が 発 令
警 報 レベル 4	全員 避難	避難勧告、 避難指示（緊急）	
警 報 レベル 3	高齢者 障がい者 乳幼児 などと、その支援者は避難、他の住民は準備	避難準備 高齢者等避難 開始	
警 報 レベル 2	避難に備え、ハザードマップなどにより、自ら避難行動を確認	洪水注意報、大雨注意報	気象庁が発表
警 報 レベル 1	防災気象情報などの最新情報に注意 するなど、災害への心構を高める	警報級の可能性 （早期注意情報）	

※必ずしも段階的に警戒レベルが発令されるとは限りません。

●問い合わせ 総務課 危機管理室 ☎ 77-2500



まもなく出水期（梅雨や台風
の時期）を迎えます。水害や土
砂災害に対し素早く行動するた
めには、日頃からの備えが大切
です。非常持出品の用意を行
い、事前に防災マップや避難場
所の確認をしておきましょう。

昨年度より導入された「警戒レ
ベル」は、水害や土砂災害の避難
等に関する情報と行動が、段階に
合わせて5段階のレベルにまとめ
られたものです。普段から、警戒
レベルや、気象情報等の確認を行
い、迅速な判断をしましょう。

梅雨や台風時期の備えについて

コロナ禍の後に、

想定外のことが世界中を襲うと、人間社会はこんなにも脆いものかと改めて思い知らされた出来事でした。現代社会の様々なシステムは、人類の叡智を集結して科学的に経済的に堅固に構築されているものと信じていたのは、どうやら大きな間違いだったようです。セーフティーネットも機能せず至る所で社会のほころびが噴き出しています。一つが駄目になると連鎖して次も駄目になって行く、ドミノ倒しのような状態が続いています。このほころびがどこまで広がるのか、いつになったら終息するのか、予想すらつきそうにありません。しかし、このまま放置するわけにはいかなないので、終息後の社会の在り方を目指した作戦を立てなければなりません。どこからどうやって復元させていくのか、その手がかりすら見えていませんが、「明けない夜はない」ことを信じて少しでも早く地域社会の復活に取り組みたいと考えています。

まずは、皆さん一人一人が生活を一から組み立てなおすことになりそうです。不要不急を実施してみて気づいたことがたくさんあったと思います。生きていくうえで、どうしても必要なことはなにか、それらに優先順位をつけるとしたらどうなるか、メモでもいいですから書き出してみてください。それらの内容について原因・結果、5W1Hなどの観点から分析してみてください。

一番大切な食については、輸入依存度が高かった分だけ供給の脆さが露呈したので、自給体制の見直しが必要

となります。主食の米は国産で十分ですが、副食の野菜や魚介類はその殆どが島の地産地消で賄えそうなので、品目ごとに自給率の目標を掲げ具体的な生産体制の再構築に取り組む必要があります。

住は地域内での相互扶助（自助、共助）コミュニティの再構築と、持続可能な生活環境への作り直しです。特に地域の気象条件を活かした省エネ住宅やエネルギー自給率向上は南海トラフに向けても重要課題となります。佐島の沖浦に建設中の「タイニーハウス」は住空間を見直す良いきっかけになると思いますので一度見学してみてください。

不特定多数ではなく、特定少数の中身の濃い生活空間の形成で、安定した生活環境を形成できるのは離島の特権だと思います。これまで不便だけが取り上げられていた離島生活ですが、ここにきてその価値を見直すことになりそうです。こう考えてくると、都市部のような大きな経済はなくても、地域内循環をベースにすれば生活基盤だけはしっかり維持できそうです。長期戦が予想される対コロナ戦では、基礎体力が一番の武器となります。地元の旬の豊富な食材（レモンやレモンポーク等）を食べてバランス栄養をとり、ストレスを溜めない長閑な時間の流れに身を任せ、免疫力を高めることが一番のコロナ対策になるのではないのでしょうか。

上島町長 宮脇 馨

「令和2年度子育て世帯への臨時特別給付金」のご案内

新型コロナウイルス感染症の影響を受けている子育て世帯の生活を支援する取組の一つとして、「子育て世帯への臨時特別給付金」を支給します。

支給要件等

- 支給対象者
令和2年4月分の児童手当の受給者
※令和2年4月分の特例給付の受給者は支給対象者になりません。
※特例給付の受給者とは、平成30年の所得が児童手当の所得制限限度額以上である方（児童1人当たり月額一律5,000円が支給される方）をいいます。
- 対象児童
支給対象者の令和2年4月分の児童手当の対象となる児童
※上記のほか、同年3月分の児童手当の対象となっている児童であれば、4月から新高校1年生となっている場合等も対象となります。
- 支給額
対象児童1人につき10,000円（※受給を希望しない場合のみ届出書を提出してください。）
- 支給方法
令和2年4月分（3月分を含む。）の児童手当（特例給付の受給者を除く。）を受給している口座に振り込みます。

※ 支給対象者に6月中（予定）に封書を送付しますので、内容をご確認ください。ご不明な点等ございましたら、担当課にお問い合わせください。

弓削 住民課 77-2503 生名 住民課 76-3000
岩城 住民課 75-2500 魚島住民福祉課 78-0011

新型コロナウイルス感染症の影響により納税が困難な方に対する 地方税における猶予制度

徴収の猶予

- ◇ 新型コロナウイルス感染症に納税者（ご家族を含む。）が罹患した場合のほか、新型コロナウイルス感染症に関連するなどして以下のようなケースに該当する場合は、猶予制度がありますので、上島町役場住民課税務係にご相談ください。
- ◇ （徴収の猶予：地方税法第15条）
 - （ケース1）災害により財産に相当な損失が生じた場合
新型コロナウイルス感染症の患者が発生した施設で消毒作業が行われたことにより、備品や棚卸資産を廃棄した場合
 - （ケース2）ご本人またはご家族が病気にかかった場合
納税者ご本人または生計を同じにするご家族が病気にかかった場合
 - （ケース3）事業を廃止し、または休止した場合
納税者の方が営む事業について、やむを得ず休業をした場合
 - （ケース4）事業に著しい損失を受けた場合
納税者の方が営む事業について、利益の減少等により、著しい損失を受けた場合

申請による換価の猶予

- ◇ 新型コロナウイルス感染症の影響により、地方税を一時に納付することができない場合、申請による換価の猶予制度がありますので、上島町役場住民課税務係にご相談ください。
- ◇ （申請による換価の猶予：地方税法第15条の6）

弓削 住民課 77-2503 生名 住民課 76-3000
岩城 住民課 75-2500 魚島住民福祉課 78-0011

CONTENTS

広報かみじま
2020年6月号 第189号



今月の表紙

岩城橋の工事現場
関連記事 「特集 岩城橋の概要と進捗」

- 町長の独白 / 目次
- 梅雨や台風時期の備えについて
- 特集 岩城橋の概要と進捗
- 健康だより
- かみじま郷土話 / 島おこし協力隊活動報告
- LETTERS FROM SCHOOL
- ALT コーナー / 観光協会だより
- 上島の文芸 / KAMIJIMA KITCHEN
- しまなみ農業だより
- 消防だより
- 島々の話題
- お知らせ
- 戸籍だより / 1歳のお誕生日おめでとう
- 行事カレンダー / 潮汐表
- KAMIJIMA SNAP / 潮湯だより